

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例 制定に係る背景と基本方針について

1 条例制定の背景

現在、新潟市の個人情報保護については、「新潟市個人情報保護条例（以下「市条例」という）」が定められており、新潟市議会についても同条例のルールが適用されています。

この度、個人情報保護制度に関連する三本の法律が「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）」に一本化され、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用されることとなりますが、統合後の個人情報保護法では「議会」は共通ルールの適用対象から除外されています。

令和5年4月に改正後の「個人情報保護法」が施行されると、現行の「新潟市個人情報保護条例」は廃止されることになるため、議会として引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要がありますので、「新潟市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、令和5年4月1日の施行を目指します。

(イメージ)	【現行】		【令和5年4月1日～】
国	行政機関個人情報保護法		個人情報保護法
独立行政法人	独立行政法人等個人情報保護法		
民間事業者	個人情報保護法		
地方公共団体	個人情報保護条例	施行規則	
地方議会		施行規程	
			個人情報保護法
			個人情報保護条例
			施行規程

2 議会における個人情報保護制度の対象

議会の事務局職員が職務上作成または取得した個人情報で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有するものが対象となります。

3 条例制定の基本方針

○ 改正後の「個人情報保護法」との整合性の確保

全国的な共通ルールとなる「個人情報保護法」の趣旨を尊重し、法の内容に沿ったものとしします。

○ 「(仮称)新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例」との整合性の確保

市民にとって個人情報の取扱いに差異が生じないように、今後執行部が作成する「市施行条例」の内容に沿ったものとしします。

○ 現行の「新潟市個人情報保護条例」からの移行に配慮

現在施行されている「市条例」の取扱いから、市議会条例に移行することで、市民にとって大きな不利益が生じないように配慮したものとします。

4 条例制定のスケジュール

本条例の制定については、令和5年2月定例会に上程し、同年4月1日からの施行を予定しています。